質 問 第 六 号昭和五十五年十月七日提出

自 衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問主意書

右 \mathcal{O} 質問主意書を提出する。

昭和五十五年十月七日

提 出 者

稲 葉

誠

殿

衆

議

院

議

長

福

田

自 衛 隊 \mathcal{O} 海 外 派 兵 · 日 米 安保 条 約 等 0 問 題 に 関 す る質 間 主 意 書

自 衛 隊 \mathcal{O} 海 外 派 兵 ·日米安保条約等 \mathcal{O} 問 題に関 Ļ 以 下 \mathcal{O} 質 問に 対する回答を求める。

玉 際 連 合 (以下「国連」と略す。) は、 その憲章第二十三条で安全保障理事会常任 理 事 国に 五. 力

玉 [を指: 定し てい るが、 加盟国 間にお 7 ては常任 理事 玉 の再 編 成、 増 加 を求める声 が あ ると聞 <

が、

1 我 が 玉 は 第二十三回 総 会 • 第二十四 口 総 会に お ١ ر て、 常 任 理 事 玉 \mathcal{O} 再 編 成 と自 玉 \mathcal{O} 立 候 補

追 加 指 定) に つい 7 間 接 的 な表 視で は あ るが 唯 公式 発言を行 つて 1 る。 現 在 に 至 る ま で

日 本 が そ \mathcal{O} 支 持 ,を得 5 れ な 7 0) はどの ような理由に よると考えてい る か、 加 盟 玉 間 \mathcal{O} 反 応と

あわせてその見解を示されたい。

2 右の五 ケ 国 0 みを常任理事国として指定した根拠はどこにあると考えているか、 見解を示

されたい。

国 際 紛 争 を 解決するため 国 連がその 平 . 和 維持活動」とし て現実に編 成したい わ ゆる 国 連 軍」

に関し、

1 1 かなることを目的とする 「国連軍」 が 編成され、 どのような任務にあつたのか、 過去 0) 事

例を挙げてカテゴリー別に説明されたい。

2 そ \mathcal{O} 際、 それらは 玉 連 憲 章 0 ど 0 章 条に当て は 8 5 れて 編 成された 0 カゝ

を 指

摘

され

た

そして、 それ 5 国 連 軍」 \mathcal{O} 編 成 時 \mathcal{O} それ ぞ れ に お 1 て 国 連 か 5 我 が 玉 に 対 し て \mathcal{O} 参 加 要

請 \mathcal{O} 有 無と、 そ 0 際 政 府 は لخ 0) よう な 理 由 0 Ł とに 7 カン な る態 度 をとつ た カコ 説 明 さ れ た 7

3 右 で示され た 国 連 軍」 に 参 加すると仮定 した場合、 我 が 玉 憲 法 • 玉 内 法 では どの よう な 制

約 不 備 が あると考えているの か を指 摘 Ļ 過去及び今後にお けるその 制 約 • 不備、 を是正 す

る意向の有無と、対応策の具体案について示されたい。

7

る

 \mathcal{O}

が、

1 玉 連 憲 章 第 五. + -条 12 規定 する自 衛 権 我 が 玉 憲 法 が 認 \emptyset る自 衛 権 لح 0 関 連 に 0 1 7

見解を示されたい。

2 を 超えるとは 我 が 玉 憲 法 1 か 玉 な 内 る事 法 で 態をさすの **,** \ う自 衛 権 か \mathcal{O} を 限 説 界 明され \mathcal{O} 範 囲 たい。 及 び そ 0 基 準 を示され た \ \ \ \ そ 0 際、 限

界

3 自 衛 隊 \mathcal{O} 海 外 派 兵 • 海 外 派 遣をどの ように 定 義 づ け る 0) か、 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 定 義 を、 実 態 上

回法概念上明示されたい。

ま た、 我 が 玉 憲 法 • 玉 内 法 特 に 自 衛 隊 法) に お ****\ てそ れ 5 は 認 \Diamond 5 れ て 7 る 0) か。

認 \Diamond 5 れ な 1 とす れ ば そ \mathcal{O} 条文の どこの 文言 に よ る か。

4 将 来 に お ** \ て想定され る自 衛 隊 \mathcal{O} 海外派 兵 • 海 外派遣を具体的 に説 明 づされ た

そ 0) た \Diamond に 我 が 玉 憲 法 玉 内 法 上どの ょ う な措 置 が 必 要で あ ると考えて 1 る \mathcal{O} か、 そ \mathcal{O} 具

体案を示されたい。

5 我 が 玉 自 衛 隊 \mathcal{O} 自 衛 権 \mathcal{O} 発 動 • 行使に伴う交戦 権 は 認 め 5 れ るか。 また、 それ と我 が 玉 憲

法 に お **,** \ て 否認され てい る交戦権とはどのように相違 し て V る 0) か。

考えられるのか、指摘されたい。

6

憲

法

に

お

1

て

否

認されている交

戦

権

の 有

無

は戦

争上どのような差

異、

不

利

益

を蒙らせると

四 日米安保条約に関し、

1 H 米 安 保 条 約 締 結 以 降 今 日 に 至 る ま で 0) 政 治 外 交 軍 事 • 経 済 等 0 諸 点 に わ たつて、 日

本 に とつ て \mathcal{O} プラス 面、 7 1 ナ ス 面 を 詳 細 に 説 明 さ れ た 1

2 日 米 安 保条 約 が果た L て **,** \ る戦 争 ^ \mathcal{O} 抑 止 力 (効果) はい かなるものか等を具体的 に説明さ

れたい。また、それを万全と考えてよいのか。

3

日 米 安保 条約 は片務協定であ るが、 これが 双務協定にな った場 合、 それ は 我 が 玉 憲 法 に違

反す るの か。 違反するとすれば、 どの条文のどこに違反す るの か。

また、 自 衛隊法の改正だけで足りるとする見解に対してこれを否定するの

か。

4 今まで日本が 戦争・紛争に巻き込まれなかつたのは日米安保の効力によるの か、 または、

憲法第九条で戦争を放棄したことに起因するのか。

ま た、 客観 的 に みて今まで戦後三十五年、 日 本 が 戦争・ 紛争に巻き込まれる危険 性 が 現に

存在したことがあるか。

右質問する。